

岩手県告示第613号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により、^{かくたん}喀痰吸引等研修を行う事業所を次のとおり登録した。

平成29年8月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

事業者の名称又は氏名	事業者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
公益財団法人介護労働安定センター岩手支部	盛岡市中ノ橋通一丁目4番22号 中ノ橋106ビル4階	公益財団法人介護労働安定センター岩手支部	盛岡市中ノ橋通一丁目4番22号 中ノ橋106ビル4階	平成29年8月1日